



2011-12



RIテーマ「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」会長/Kalyan Banerjee(カナダ)  
2620地区のテーマ「今こそロータリーの真価が問われる時」ガバナー/積 惟貞(沼津)  
パワー浜松ロータリークラブのテーマ「語ろう未来、踏み出そう一歩」会長/坂井光蔵

# 週報

第416回例会 11月8日(火)AM 7:30~8:30 オークラクトシティホテル浜松4F平安の間  
■司会: 高木 一浩 ■点鐘: 坂井 光蔵 ■ロータリーソング: 奉仕の理想

## 会長挨拶

2012-2013年度 会長エレクト指名委員会は、9月度の理事会にて承認を受けた後、会長エレクト指名に向けて活動を行って参りました。然しながら、決定する迄に至りませんでした。

つきましては、本日の例会で会員皆様の意向をお聞き



## 幹事報告

①本日、例会終了後(8:40)から事務局に於いて第5回役員会を開催します。出席義務者の方は、宜しくお願ひします。

## 委員会報告

**親睦部会 田中敏夫さん**  
親睦部会からクリスマス例会のお知らせです。皆さんにメールさせていただきましたが12月17日土曜日オークラ例会場にてクリスマス例会を開催しますので、多数のご参加をお願いいたします。会費は5000円となっております。よろしくお願ひします。



**奉仕PJ委員長 堀内善弘さん**  
来週PJの夜例会の担当を社会奉仕でさせていただきます。歌手の方にお越しいただきロータリーソングの練習をします。2008年にお配りした楽譜をお持ちください。よろしくお願ひいたします。



**出席部会 山村新一さん**  
出席部会からのお願いです。最近出席率がやや悪くなってきております。ご協力お願ひします。又、来週の夜例会は100%出席例会です。是非ご出席の程よろしくお願ひいたします。どうしても都合で欠席の方は、メイクアップをお願いします。ビュー広場への投稿もありますので宜しくお願ひします。



## 例会風景



## 出席

94名中65名69.15%  
前々回修正出席率75.28%

## スマイル報告

安間孝明;11/18アクトプラザ2階に障害者と共に生きて来たトータルケアセンターがアクトグレースをオープン。日本のトップパティシエ5人が全国から選び抜かれた障害者就労施設にレシピを明かし指導し、有名漫画家やデザイナー、絵本作家がパッケージをデザインした焼菓子と自然化粧品の店を障害者と一緒運営します。メンズ化粧品も取り揃えます。どうぞ応援を宜しくお願ひします。

伊藤勝人;11月15日は私の誕生日です。私の誕生日が【きものの日】に京都で指定されます。宿命を感じます。

加藤鎮毅;ユネスコ中部大会 in 浜松が先日、挙行され600人の方が集いました。私は30年間に亘る名ばかりの会員の一人。ユネスコとは国際連合教育科学文化機構

で【United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization】の略。科学する心で平和の実現する事が使命です。

原田道子;アジアのハブ空港・仁川(インチョン)広域市から日本人でただ一人の広報大使に任命されました。2014年にアジアゲームが有り、地震も税金も無い保税區に日本の企業が本社機能の移転をしようと沢山の方が訪れている様です。静岡県と姉妹提携を考えているので、コーディネイト役もあります。



2011-12



RIテーマ「こころの中を見つめよう 博愛を広げるために」会長/Kalyan Banerjee(カナダ)  
2620地区のテーマ「今こそロータリーの真価が問われる時」ガバナー/積 惟貞(沼津)  
パワー浜松ロータリークラブのテーマ「語ろう未来、踏み出そう一歩」会長/坂井光蔵

## 議事卓話

第415回例会  
2011年11月8日  
会計部会

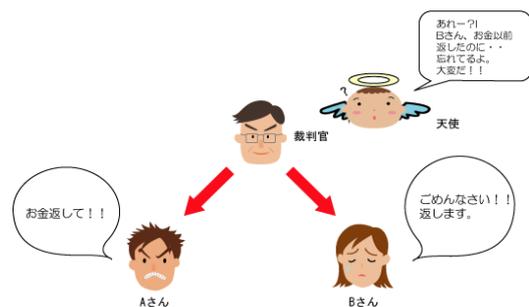
# 高貝 亮さんの卓話

# 「裁判のしくみ」

裁判は、社会で起こった様々なトラブルを法律の下で解決する為に、裁判官や検察官、弁護士と言った法律の専門家が解決に向けて行うものです。裁判には民事裁判と刑事裁判があり、形式には『判決』『決定』『命令』があります。

民事裁判は、民事に関する事件を審理する裁判です。民事訴訟によって裁判を申し立てると民事裁判になります。一般的には生活の中での紛争を法律的な判断で解決を図る裁判です。判決手続である民事訴訟や強制執行、破産、非訟事件などの裁判をまとめて民事裁判と呼びます。

刑事裁判は、犯罪者に刑罰を適用する裁判です。民事裁判が当事者の話し合いによる『和解』と言う解決方法があるのに対し、刑事裁判では法によって『裁き』を受ける裁判ですので、民事裁判の被告と刑事裁判の被告では意味合いが全く違います。また、これまでとは違い、2009年5月からは、刑事裁判に一般人も参加する裁判員制度が始まりました。



要件事実(ようけんじじつ)とは、一定の法律効果が発生するために必要な具体的事実をいう。民事訴訟において、各当事者は、自分に有利な法律効果が認められるためには、その要件事実を主張・立証しなければならない。

三段論法(さんだんろんぼう)とは、古代ギリシャからのものは「大前提」「小前提」および「結論」の三つの不可欠の命題から成る推論規則である。

ヨーロッパにおいてはアリストテレスによって、一般の側から個別の側へ向かう演繹法に準拠して整備された。「大前提」には法則的に導き出される一般的な原理を置き、「小前提」には目前の具体的な事実を置き、「結論」を導き出す。

以下に定言的三段論法の例を示す。

大前提: 全ての人間は死すべきものである。

小前提: ソクラテスは人間である。

結論: ゆえにソクラテスは死すべきものである



興味ある卓話でした。

しかし、すごく難しかった。

結論... 裁判所にお世話になることのないように、清く正しく生きよう。と、心の誓った卓話でした。 末広さくら

〒430-7733

Tel/Fax 053-452-0800

静岡県浜松市中区板屋町111-2 オークラアクトシティホテル浜松4307号室

パワー浜松ロータリークラブ

Email info@power-hamamatsurc.jp http://www.power-hamamatsurc.jp/